

丸亀市監査委員公表第2号

地方自治法第199条第12項の規定により、監査の結果に関する報告に基づき丸亀市長等が講じた措置について通知があったので、同項後段の規定によりその内容を公表する。

平成29年6月12日

丸亀市監査委員 三谷英昭
同 福部正人

- 1 措置を講じた部局
丸亀市長
丸亀市モーターボート競走事業管理者
丸亀市教育委員会
- 2 監査実施日及び監査の種類
平成28年7月14日から平成29年2月15日まで
定期監査
- 3 監査の結果に関する報告の提出日
平成29年3月23日
- 4 措置通知年月日
平成29年6月1日付け
- 5 指摘事項及び講じた措置の内容
別紙のとおり

平成 28 年度監査の結果に関する
報告に基づき丸亀市長等が講じ
た措置の通知内容

平成 29 年 6 月

丸 亀 市 監 査 委 員

目 次

指摘事項、意見及び講じた措置の通知内容について（監査結果の指摘事項及び意見順）

監査結果指摘事項

各課共通	総務部（財務課）	1～2
個 別	総務部（財務課）	3
	健康福祉部（保険課）	
個 別	こども未来部（子育て支援課、幼保運営課）	4
	生活環境部（市民活動推進課）	
個 別	生活環境部（環境安全課、スポーツ推進課）	5
	都市整備部（下水道課）	
個 別	水道部（上水道課）	6
	産業文化部（産業振興課、農林水産課）	
個 別	競艇事業部（経営課）	7
	消防本部（総務課）	
	教育委員会（総務課）	
個 別	教育委員会（学校教育課）	8

監査結果意見

各課共通	総務部（財務課）	9
個 別	総務部（公共施設管理課）	10
	健康福祉部（健康課）	

平成28年度監査の結果に関する報告に対する講じた措置の内容について

1. 指摘事項

総務部 財務課

区分	監査の結果	講じた措置及び対応状況
指摘 各課 共通	<p>【予定価格の適正な運用について】 随意契約によることができる場合の基準は、地方自治法施行令第167条の2第1項第1号に予定価格が地方公共団体の規則で定める額を超えないものとする定められている。</p> <p>本市の随意契約の予定価格の設定状況は、丸亀市契約規則第27条第4項に予定価格を定めなければならないとあるが、多くの随意契約において丸亀市契約規則第27条第4項のただし書き「市長が特に必要がないと認めたときは、この限りでない」を適用し、予定価格を省略している。さらに、その条項を適用した理由等の記録もない。また、小額随意契約の限度額の判断となる予定価格を設定せずに随意契約が行われている状況である。</p> <p>地方公共団体にとって最も有利な契約をするための基準となる予定価格を理由もなく省略すべきではない。</p> <p>予定価格を設定することはもちろん、し意的な運用を排除するためにも、丸亀市契約規則第27条第4項のただし書きを適用する場合の基準をできる限り明確かつ具体的に定めて、本条項を適正に運用すること。</p>	<p>平成29年3月23日送付の文書で、丸亀市契約規則第27条第1項の別表第1に定める金額の範囲内のうち施行伺いが省略できることとしているものの以外については、基本的に予定価格の設定が必要である旨をあらためて全庁に通知した。また、その文書の中で丸亀市契約規則第27条第4項ただし書きにより予定価格を定めないこととする場合は、施行伺いにその理由を記載することとし、通知日以後に起案する施行伺いについて、その運用を開始した。</p> <p>なお、丸亀市契約規則第27条第4項のただし書きを適用する場合の基準については、すべての理由を網羅した一定の基準を定めることが困難であるため、当該文書の中で予定価格を定めない理由の記載例を記し、その一例を示した。</p> <p>また、これらの内容については、現在改定作業を進めている「財務会計事務等の手引き」にも記載し、全庁への周知を徹底する予定である。</p>
指摘 各課 共通	<p>【業務委託の再委託に係る手続きの適正化について】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 業務委託の再委託を承認する上で、再委託の必要性、再委託を行う範囲、再委託の契約金額及び契約書の写しなどは必要最低限の項目であるが、これらの事を確認する書類の提出を求めずに再委託を承認している。 ・ 再委託等の承認に係る審査が行われたか確認できる記録がない。 ・ 再委託を承認した承諾書を発行していない。 	<p>再委託に係る統一的な手順や手続きなどは、これまで特段の定めがなかったことから、現在取り組んでいる「財務会計事務等の手引き」を充実する中で、新たに「再委託」の項目を設け、その手順や手続きなどについて定めることとする。</p>

	<ul style="list-style-type: none"> ・ 承諾書に再委託の条件を付していない。 ・ 特命随意契約（1者随契）した業務委託を一括して再委託している。 <p>これら不適切な再委託の承認手続を未然に防ぎ、さらに再発防止に努めるためにも、統一的な手順や書類の様式を定めて再委託に係る手続きの適正化に努めること。</p>	
<p>指摘</p>	<p>各課 共通</p> <p>【契約保証金の適正な運用について】</p> <p>建設工事に係る契約以外の契約で、保証人をたてている契約を除いた、契約金額が500万円以上の全ての契約（プロポーザル方式を含む）において、丸亀市契約規則第32条第7号「市長が特に必要がないと認めたとき」を適用して契約保証金を免除して契約保証金の納付が行われていない。さらに、この条項を適用した全ての契約において、当該判断の根拠が記録されていない。</p> <p>本来契約保証金とは、契約者の契約上の義務の履行を確保するために徴収する担保であり、債務不履行の場合における損害を賠償させるための納付金であることから、契約保証金の適正な運用を行うこと。また、この条項を適正に運用する観点からも、判断の根拠を記録化すること。</p> <p>そして、し意的な運用を排除するためにも、基準をできる限り明確かつ具体的に定めて本条項を適正に運用すること。</p>	<p>平成29年3月23日送付の文書で、丸亀市契約規則第32条各号に定める場合以外は、契約保証金の納付が必要であることをあらためて全庁に通知した。また、その文書の中で丸亀市契約規則第32条第7号の市長が特に必要がないと認めたときを適用し契約保証金を減免する場合は、施行伺いの中にその理由を明記することとし、通知日以後に起案する施行伺いについて、その運用を開始した。</p> <p>なお、丸亀市契約規則第32条第7号を適用する場合の基準については、すべての理由を網羅した一定の基準を定めることが困難であるため、当該文書の中で記載例を記し、その一例を示した。</p> <p>また、これらの内容については、現在改定作業を進めている「財務会計事務等の手引き」にも記載し、全庁への周知を徹底する予定である。</p>

区分		監査の結果	講じた措置及び対応状況
指摘	個別	<p>公共工事の入札及び契約の適正化の促進に関する法が改正され、平成27年4月1日以降に本市と締結した公共工事の受注者が下請契約を締結するときは、金額にかかわらず施工体制台帳の作成及び提出が義務付けられた。しかしながら、改正内容の認識不足から旧様式での提出や添付書類の不足などが見受けられた。</p> <p>施工体制台帳の作成及び提出について、周知・徹底を図ること。</p>	<p>公共工事の入札及び契約の適正化の促進に関する法律の一部改正により義務付けられた施工体制台帳の作成及び提出について、その対応に一部不十分な点が指摘されていることから、あらためて本市のホームページにおいて、本市と締結する公共工事の受注者が下請契約を締結するときは、すべて施工体制台帳の作成及び提出が必要であることを事業者及び庁内関係各課に周知徹底することを決めた。</p>

区分		監査の結果	講じた措置及び対応状況
指摘	個別	<p>海外療養費に関する保険者と国保連合会間の委託契約において、自動更新を含む契約となっているが、地方自治法第208条第2項の「会計年度独立の原則」により、契約の締結は毎年度更新が必要である。例外として、地方自治法施行令第167条の17の委任を受けた丸亀市長期継続契約を締結することができる契約に関する条例に該当する契約のみが認められている。しかしながら、本契約は条例で規定している長期継続契約に該当しないことは明らかであるので、法令等に従った業務遂行をすること。</p>	<p>平成28年度の契約については、国保連合会からの依頼により、県下他市町に合わせ、委託契約を自動更新するものに変更していた。平成29年度からの契約については法令に従い、従来の契約方法に戻し、毎年度更新する委託契約を締結するようにします。</p>

こども未来部 子育て支援課

区分		監査の結果	講じた措置及び対応状況
指摘	個別	地域子育て支援拠点事業の委託契約において、委託料で備品を購入しているが、契約期間は1年間で受託者が次年度以降継続されるとは限らない。委託料での備品購入は望ましくなく、市が購入して貸与すべきである。なお、事情があつて委託料に含んだ場合は、契約期間終了後の備品の取り扱いについて仕様書等で定めておくこと。	平成29年度より、原則として委託料での備品購入は行わないようにし、どうしても備品購入が必要な場合は、業務委託契約が途絶えた時点で備品は市に譲与する旨を仕様書に記載する。

こども未来部 幼保運営課

区分		監査の結果	講じた措置及び対応状況
指摘	個別	保育所保育料は強制徴収公債権であり、市が自ら滞納処分できる自力執行権のある債権である。しかしながら、財産調査が行われていないのが現状である。債権管理を怠ることのないよう財産調査などを行い、債権管理の適正化を図ること。	現在は、滞納整理簿を作成し、督促状及び催告書の発送のほか、限られた人員配置のもとで、電話での催告、訪問指導等、あらゆる納付指導を実施しているところ。このたびのご指摘のとおり、強制徴収公債権については財産調査を行うことができるとされておりますことから、現在の体制で最大限の納付効果が表れるよう、関係法令等に基づき、債権管理を適切に行ってまいりたいと考えております。

生活環境部 市民活動推進課

区分		監査の結果	講じた措置及び対応状況
指摘	個別	七尾市・丸亀市少年団体交歓研修会補助金の精算を行っているが、残金61,124円を子ども会育成連絡協議会の特別会計へ積立てている。この補助金は今年度の受入事業としての補助金であるので、残金は返還すること。	丸亀市子ども会育成連絡協議会より残金61,124円の返還があり、戻入処理を行った。

生活環境部 環境安全課

区分		監査の結果	講じた措置及び対応状況
指摘	個別	墓地管理システム保守業務委託、空家台帳システム保守業務委託等について、機器等のリース契約を伴わない保守だけの契約を長期継続契約として締結している。これは、丸亀市長期継続契約を締結することができる契約に関する条例に反した契約であるので、法令等に従った業務遂行をすること。	墓地管理システム保守業務委託、空家台帳システム保守業務委託等については、平成 28 年度から平成 30 年度までの長期継続契約を締結しているため、平成 31 年度の契約業務は、法令等に従い適正に処理するようにします。

生活環境部 スポーツ推進課

区分		監査の結果	講じた措置及び対応状況
指摘	個別	市民球場使用料を減免する場合に、口頭にて許可している。丸亀市公園条例施行規則第 10 条の規定に従い、利用者から減免申請を受けたうえで減免許可を行うこと。	減免許可申請書を出してもらい、手続きを行うように是正いたします。

都市整備部 下水道課

区分		監査の結果	講じた措置及び対応状況
指摘	個別	下水道法第 37 条の 2 (改善命令等) 及び第 38 条第 1 項 (監督処分等) の規定に基づく行政処分を行うにあたり、丸亀市下水道条例第 20 条 (排除の停止又は制限) 及び第 26 条 (改善命令) を定めている。これらによる行政処分基準及び指導指針については具体的な判断基準が作成されておらず不透明であるので、早急に作成し公表すること。	他市の事例を参考に、3 ヶ月を目処に行政処分基準及び指導指針を作成し、公表いたします。

水道部 上水道課

区分		監査の結果	講じた措置及び対応状況
指摘	個別	丸亀市浄水場他計器保守点検業務委託（長期継続契約）は随意契約をしているが、地方自治法施行令第167条の2第1項には該当しないので、入札すべきであった。契約手続の公正性及び透明性を確保することができるよう、契約の方法については丸亀市契約規則に従って執行すること。	平成29年度からの丸亀市浄水場他計器保守点検業務委託（長期継続契約）は、丸亀市契約規則に従い指名競争入札を行いました。

産業文化部 産業振興課

区分		監査の結果	講じた措置及び対応状況
指摘	個別	私債権の貸付金を滞納している者に対し、裁判所へ支払督促を申し立て、債務名義を取得したことにより滞納処分できる債権になったにもかかわらず、財産調査が行われていない。判決が出たのだから、次の段階へ進み、適切な債権管理を行うこと。	ご指摘の内容に基づき、財務課等関係各課と協議しながら進めてまいります。

産業文化部 農林水産課

区分		監査の結果	講じた措置及び対応状況
指摘	個別	丸亀市農業経営基盤強化資金利子助成金交付要綱に対応する、香川県農業経営基盤強化資金利子助成補助金交付要綱は、平成25年4月11日に改正されているが、丸亀市農業経営基盤強化資金利子助成金交付要綱は、平成23年11月21日以降改正されておらず、内容に矛盾が生じている。改正内容を確認し、早急に修正すること。	香川県農業経営基盤強化資金利子助成補助金交付要綱の改正内容を確認し、この改正に伴う改正が必要であった丸亀市農業経営基盤強化資金利子助成金交付要綱の内容について、早急に修正する。

競艇事業部 経営課

区分		監査の結果	講じた措置及び対応状況
指摘	個別	<p>丸亀競艇場・BP まるがめ清掃業務委託の長期継続契約において、入札等の執行及び契約締結の時期は履行の始期の属する年度における予算措置の観点から、新年度予算に係る議案の議会提出後でなければならないものとしているのに、議案提出前の1月に入札行為をしている。</p> <p>丸亀市長期継続契約を締結することができる契約の締結に係る取扱要綱第5条第5号の規定に従った業務遂行をすること。</p>	<p>再度、条例、規則等を熟読し、以後このようなことがないように注意いたします。</p>

消防本部 総務課

区分		監査の結果	講じた措置及び対応状況
指摘	個別	<p>地方自治法施行令第167条の2第1項第2号により締結された随意契約は、丸亀市契約規則第27条第2項により、随意契約結果書により公表することとなっているが、該当する契約全てにおいて公表ができていない。公表については、丸亀市契約規則に従って執行すること。</p>	<p>丸亀市契約規則に従って、該当する契約全てを公表することとする。</p>

教育委員会 総務課

区分		監査の結果	講じた措置及び対応状況
指摘	個別	<p>各小中学校の消防用設備（消火器具）等の点検報告において、平成23年の省令改正により型式が失効したものが放置されたままになっていたり、耐圧性能検査の義務付けができていないなど、適切に処置されていなかった。法令に沿った処理をするのはもちろん、子ども達の安全に関わってくる問題なので、早急に対応すること。</p>	<p>各小中学校の消火器具については、平成29年度予算により、法令に沿った適切な処理を行うこととした。</p>

区分	監査の結果	講じた措置及び対応状況
<p>指摘 個別</p>	<p>教育支援センター設置事業委託料を教育委員会の内部組織の小中学校生徒指導対策協議会（会長 教育長）へ委託している。</p> <p>支出の経理の方法は、支援センター職員（市臨時職員）が、電話料金以外の支出を全て立替払しており、支出に対する支払命令書もなく、誰が立替払をしたのか、誰が承認をしたのか確認できないなどの不適正な支出事務が行われている。</p> <p>さらに、学校教育課が事務局になり、支出等の審査をしているということだが、現状は、1ヶ月分の支出明細の報告があるのみで審査及び監査機能が働いていない。当該業務を委託方式で行う必要性もないことから、全ての経費を節に振り分けて市予算に計上すること。</p>	<p>教育支援センター設置事業委託料は丸亀市小・中学校生徒指導対策協議会に委託しているが、同会の会長は平成29年3月より、教育長から丸亀市立学校長会長へ変更した。</p> <p>支出の経理の方法は、平成29年4月より立替払を廃止し、また支出の際には支出伺書により学校教育課職員の確認と会長の決裁をとっている。</p> <p>委託方式については、現在の教育支援センターの児童生徒への支援方法は、さまざまな困難を抱えた児童生徒の個々の状況に対応しながら支援しているもので、現状の委託形式により成り立っている部分も少なくなく、現在の支援方法を取る限り、委託方式を変えることは難しいと考える。</p>

2. 意見

総務部 財務課

区分		監査の結果	講じた措置及び対応状況
意見	各課 共通	<p>【プロポーザル方式の保証人について】</p> <p>プロポーザル方式の契約において保証人をたてている場合、保証人に課す義務は、丸亀市契約規則第36条第1項第1号の金銭保証のみを適用して、契約を履行することを定めた第2号の適用はプロポーザル方式の趣旨からすると、なじまないのではないかと考えられる。さらに、特命随意契約（1者随契）の場合も同じことがいえるのではないかと考えられる。プロポーザル方式で契約した契約保証人の適用について検討していただきたい。</p>	<p>特命随意契約やプロポーザル方式などの手法の別に関わらず、その趣旨から当該事業者（契約の相手方）以外の履行が難しいと考えられる契約を締結しようとする場合には、丸亀市契約規則第31条に規定する契約保証金により履行の担保をとるよう現在改正作業をしている「財務会計事務等の手引き」に記載し、全庁に周知することとする。</p>
意見	各課 共通	<p>【複数年契約及び単価契約に関する契約保証金の取り扱いについて】</p> <p>丸亀市契約規則第31条に契約保証金の額は、契約金額の100分の10以上の額とすると定めているが、この条項を複数年契約に適用した場合は、契約金額によっては多額の契約保証金を納付することになる。そこで、複数年にわたる業務委託契約および単価契約に関する契約保証金の取り扱いについて検討していただきたい。</p>	<p>現在、丸亀市では、複数年にわたる業務委託契約及び単価契約にあたっての契約保証金については、複数年にわたる契約金額総額に対する100分の10の契約保証金として取り扱っているが、他市事例では契約金額のうち単年度分の契約金相当額に対する契約保証金とし、契約期間中の履行の担保としている事例もあるようであるので、さらに先進事例を調査し、確実な履行の担保としてより相応しいあり方を調査研究していきたい。</p>

総務部 公共施設管理課

区分		監査の結果	講じた措置及び対応状況
意見	個別	<p>指定管理者監査や定期監査において、指定管理者委託における協定書等に記載されている文書等の提出を求めているもの、期限が守られていないものが見受けられた。担当課が協定内容について把握できるように求めるとともに、公共施設管理課でもチェック機能を果たし、十分指導していただきたい。</p>	<p>適切な指導等、適宜対応したい。</p>

健康福祉部 健康課

区分		監査の結果	講じた措置及び対応状況
意見	個別	<p>健康増進計画に関するアンケート業務の段階でプロポーザルによる契約をし、次の段階の計画策定支援業務においては提案による選考もないままアンケート業務を行った業者と随意契約を締結していた。これでは競争性が確保されていない。一連の契約を全体の契約として捉え、債務負担行為の予算計上をしたうえで、最も適した契約方法により締結するべきである。</p>	<p>今後は、アンケート業務から計画策定までの一連の契約を全体内容として、競争性が確保されるように契約を締結いたしたい。</p>